

令和3年度答申第43号
令和3年10月25日

諮問番号 令和3年度諮問第46号（令和3年10月13日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労

働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

- (2) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、本件不支給決定時、同基準を定める厚生労働省令はない。なお、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）、労災就学援護費の支給対象者及び額に関する規定並びに労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（労災保険規則33条）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成26年2月24日、縊死により死亡した。

（遺族実地調査復命書、死亡届及び死体検案書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、処分庁に対し、平成29年8月4日、遺族補償年金の支給の請求をし、同年9月12日、本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、平成30年6月29日付けで、上記(2)の遺族補償年金の支給の請求に対して、「認定基準の対象となる精神障害を発病していることは認められるものの、発病前おおむね6ヶ月間において業務による強い心理的負荷が認められないことから、業務外と判断いたしました。」との理由により、遺族補償年金の不支給決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をした。

（労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書）

- (4) 処分庁は、平成30年7月4日付けで、本件申請に対して、「遺族補償年金の受給権がないため」との理由により、本件不支給決定をした。

（労災就学等援護費不支給決定通知書）

- (5) 審査請求人は、平成30年10月1日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) B労働者災害補償保険審査官は、本件遺族補償年金不支給決定を不服とする審査請求人の審査請求に対し、令和元年10月1日、当該審査請求を棄却する決定をした。

労働保険審査会は、上記審査請求棄却決定を不服とする審査請求人の再審査請求に対し、令和3年2月26日、当該再審査請求を棄却する裁決をした。

(決定書、裁決書)

(7) 審査庁は、令和3年10月13日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者は、業務による強い心理的負荷が原因となって精神病（うつ病）を発症させ、正常な認識や行為選択能力が著しく阻害されている状態に陥ったために自殺したものであり、業務に起因する死であることは明らかである。

したがって、発病前おおむね6か月間において業務による強い心理的負荷が認められないとして行った本件遺族補償年金不支給決定が誤りであるから、これに基づいてなされた本件不支給決定も誤りである。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 労災就学援護費の支給対象者については、「労災就学等援護費支給要綱」（昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。）の3（1）ロにおいて、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（略）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。」とされている。
- 2 処分庁は、本件労働者の死亡と業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定をしている。また、B労働者災害補償保険審査官は、令和元年10月1日、審査請求人の本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。さらに、労働保険審査会は、令和3

年2月26日、審査請求人の再審査請求を棄却する旨の裁決を行っている。

よって、審査請求人は、支給要綱の3の(1)に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 平成30年10月1日

審理員意見書提出 : 平成31年3月28日

本件諮問 : 令和3年10月13日

(2) 以上の経緯を見るに、本件審査請求から審理員意見書提出までに約6か月、審理員意見書提出から本件諮問までに約2年6か月を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約3年を要している。審査庁において、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求に対するB労働者災害補償保険審査官の決定(令和元年10月1日)及び当該審査請求棄却決定を不服とする再審査請求に対する裁決(令和3年2月26日)等を待っていたとも考えられるが、そもそも遺族補償年金に係る審査請求及び再審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が別個に設けられている現行制度の下では、それぞれの手続は、本来、独立して迅速に進めることが求められているというべきである。本件においては、審理内容に比して審理に期間が掛かり過ぎであり、審理員意見書の提出に6か月も掛かるというのも迅速とはいえないし、ましてや審理員意見書の提出から本件諮問までに約2年6か月もの期間を要する事情があったとは思われない。審査庁においては、審理手続の迅速化を図る必要が認められる。

(3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等(以下「社会復帰促進等」という。)を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている(労災保険法1条(令和2年法律第14号による改正前のもの))。社会復

帰促進等を図るために必要な事業として行われる社会復帰促進等事業（労災保険法29条1項）は、保険給付を補完するものである。

そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものであるから、労災就学援護費は、同号の文理解から、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている「被災労働者」の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。支給要綱が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨と解される。

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、遺族補償年金の支給請求に対して、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている。本件労働者は「被災労働者」に当たらず、審査請求人は遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

審査請求人は、業務による強い心理的負荷が原因となって精神病（うつ病）を発症させ、正常な認識や行為選択能力が著しく阻害されている状態に陥ったことが本件労働者の死亡の原因であると主張し、遺族補償年金の不支給決定が誤りであるから、これに基づいてなされた労災就学援護費の不支給決定も誤りであるとの旨主張しているが、遺族補償年金の不支給決定が誤りであるとの主張は、本件の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手続ではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続で審理されるべき事柄であり、審査請求人の主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史